

一般社団法人日本パラフェンシング協会
審判委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本パラフェンシング協会（以下「当協会」という）が定款に定める目的を達成するために設置する専門委員会として審判委員会（以下「委員会」という）を設置するにあたり、委員会の組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(活動方針)

第2条 委員会は、当協会に登録する審判員の育成、技量向上により、競技力を高め競技普及に貢献することを活動方針とする。

(業務内容)

第3条 委員会の業務は、以下の事項とする。

- (1) パラフェンシング審判員の育成に関する事。
- (2) 当協会登録審判員の技量向上に関する事。
- (3) パラフェンシング審判員の国際資格取得に関する事。
- (4) パラフェンシング審判員の登録に関する事。
- (5) パラフェンシングの競技規則に関する事。
- (6) その他、競技力向上と競技普及に関する事。

(委員)

第4条 委員会の委員は、委員長1名、副委員長1名、委員10名以内とする。

- 2 委員長・副委員長及び委員は、当協会理事会の決議によって選任される。
- 3 委員は、当法人の社員でなくても、委員長の推薦により前項の手続きをもって委員に就任できる。

(任期)

第5条 委員長、副委員長および委員の任期は、原則として就任日より2年とし、当協会役員との任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げないが、10年を最長とする。

(委員会)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。なお、委員会はオンライン形式での開催・出席を認める。

- 2 委員会は、議決権を有する委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。
- 5 本規程に定めるもののほか委員会の所掌事項の実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(守秘義務・個人情報保護)

第7条 委員会に審判関連の通報または会員等からの相談があった場合は、他の専門委員会や当協会理事会に報告および連携が必要な場合を除き、通報者・相談者の個人の身元氏

名は第三者に公表してはならない。なお、通報者・相談者の身元を第三者に漏洩した者は懲戒委員会による処分の対象とする。

(権限)

第8条 委員会の権限は、第3条の定める範囲で以下のとおりとする。

- (1) 当協会の定款・倫理規程等に違反するもしくは疑わしい事例が発生した場合、または当協会の取り組みを阻害するような事案があった場合は、臨時委員会を開いて対処方法を検討し理事会に報告する。
- (2) 懲戒処分に相当するような事例が発生した場合は、倫理委員会、懲戒委員会と共同で対処する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 この規程は令和4年4月1日から施行する。